



# 学校だより 10号

令和3年 10月 29日  
浦安市立日の出南小学校  
校長 會澤 晴幸

日の出南小HPアドレス <http://www.city-urayasu.ed.jp/hinmi-es/>



## 折り返し点を過ぎて

二学期も半ばを過ぎました。感染状況も少し落ち着いてきましたね。先日は、運動会を無事に開催することができました。子供たちは、特に団体表現（ダンス等）に力を入れて練習に取り組んできました。成果を精一杯発揮できたと思います。感染対策をしながら無事に開催できたのも保護者の皆様、PTAの皆様、おやじの会の皆様にご協力いただいたおかげだと思っております。ご協力ありがとうございました。



また、11月は、校外学習が目白押しです。感染対策をしながら、体験活動を実施していきます。健康管理などご協力お願いいたします。

## 11月の行事予定 ～学年の行事等は学年だよりでご確認ください～

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
	1年校外学習	委員会活動⑦ 水曜日課 教育相談日	文化の日	1年連れ去り防止教室 (3校時) 4年校外学習	第2回校内授業研究のため 全校14:40下校	
7	8	9	10	11	12	13
		教育相談日			明海地区はっぴい発表会 10:00~11:50(明海南小)	PTA校内清掃(除草作業)
14	15	16	17	18	19	20
		5年校外学習 教育相談日	浦教研のため13:15下校	全校朝会	2年「うらめーる見学」	浦安市子ども作品展
21	22	23	24	25	26	27
浦安市子ども作品展	浦安市子ども作品展 (午前まで)	勤労感謝の日	クラブ活動⑤	集金日 2年町探検	3年校外学習	
28	29	30	1	2	3	4
	就学時健康診断のため 短縮3時間下校12:30 6年「こころの劇場」オンライン 観劇期間(~12/3)	避難訓練2校時(火災) 教育相談日	3年昔のくらし体験	委員会活動⑧	PTA学年活動(中学年)	
5	6	7	8	9	10	11
		教育相談日				

## 児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口について

千葉県教育委員会は下記の方針の下、教職員の児童生徒に対するわいせつセクハラ行為の根絶に努めています。

### 千葉県教育委員会の方針

教職員との電子メール及びSNS等を使用した私的なやりとりや教職員の自家用車への同乗は、わいせつ事案等の不祥事のきっかけとなりうることから、禁止であること。なお、やむを得ず行うときには、教職員は、管理職の許可を得ていることが必要である。

※なお、これらに関する相談は、上記相談窓口へ連絡していただくこともできます。

本校でも、上記の方針通り、わいせつセクハラ行為の根絶に努めております。下記の「相談窓口への入り方」を御確認いただくとともに、これまでどおり学校に相談することと併せて、御活用ください。

### 相談窓口への入り方(以下のいずれかの方法で入れます)

- 1 県教育委員会ホームページ「教育委員会のセクハラ相談窓口」ページ内、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口(ちば電子申請サービス)へ」をクリックする。
- 2 右QRコードを読み取る。
- 3 下記URLを入力する。

「 [https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=2303](https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2303) 」



### うらやすスタイル『44号』

教育情報誌『うらやすスタイル』第44号(9月号)が配信されました。発行形式が変更となりましたのでぜひご覧ください。QRコードを読み取るか、うらやすスタイルで検索するとご覧いただくことができます。

本校の取組の様子も掲載されていますので、ご覧ください。



### 交通安全について

現在、PTAの朝の交通指導を輪番で実施していただいておりますが、さらに、信号のない交差点について保護者ボランティアにご協力いただいております。いつもご協力ありがとうございます。感謝申し上げます。

子供たちは、登校時刻だけではなく、生活の中でも道路を渡ります。子供たち自身が自分の目で見て、確認して、危険を予測し、判断できるようになることが必要です。

10月26日の2年生の校外学習を始めとし、11月は校外に出て学習する機会も増えてきます。体験学習の内容はもちろんです。教室の中で得た交通安全の知識を、実際の場で指導する機会であると捉えています。学校でも安全指導を強化してまいります。

ご家庭でもお子様にお話くださいますようお願いいたします。

また、安全に登校できるよう、交通指導して下さっている地点を踏まえて、通学路を変更したご家庭には、児童調査票の通学路変更届を配付する予定です。不明な点がございましたら、教頭までお問い合わせください。